

東大阪市自転車用ヘルメット購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、道路交通法(昭和35年法律第105号)改正により、全ての自転車利用者に対して自転車用ヘルメット(以下「ヘルメット」という。)の着用が努力義務化されたことを受け、東大阪市民のヘルメット着用を促進し、交通事故被害を軽減するために、ヘルメットを購入した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、補助金の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

(1) ヘルメット 自転車利用時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの安全規格に適合した新品のものをいう。

ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク

イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク

ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを承認したCEマーク

エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク

オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク

カ その他アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、市長が認めるもの

(2) 保護者等 未成年者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護する者、未成年者の親族で、社会通念上、未成年者を保護する責任がある者、成年後見人等をいう。

(3) 使用者 補助金申請日時点で東大阪市内に住所を有し、ヘルメットを使用する自転車利用者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は次の各号のいずれにも該当し、東大阪市内に住民票を有する者及びその保護者等とする。ただし、保護者等は、使用者のヘルメット購入に要する費用を負担した場合又は未成年者が使用するヘルメットに係る申請をした場合に限る。

(1) 使用者が使用するヘルメットを令和5年4月1日以降に購入したこと。

(2) 東大阪市又は他の自治体から同一のヘルメットに係る購入費について、過去に補助金を受けていないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条

第2号に規定する暴力団若しくは東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者のいずれでもない者。

（補助金等の額）

第4条 補助金の額は、ヘルメット購入費（送料・装飾品の費用等除く）に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数金額は切り捨てる。）とする。ただし、その額が2,000円を超えるときは、2,000円とする。

2 補助金の交付については、使用者1人につき、ヘルメット1個限りとする。

（交付申請）

第5条 補助金を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、東大阪市電子申請システム若しくは東大阪市自転車用ヘルメット購入補助金申請書兼請求書（様式第1号）により、令和7年2月28日までに提出しなければならない。ただし使用者が未成年の場合は、保護者等が代理で申請するものとし、東大阪市自転車用ヘルメット購入補助金申請書兼請求書（保護者用）（様式第1号その2）を使用する。

2 東大阪市電子申請システムによる申請の際は、下記の写真データを添付するものとする。自転車用ヘルメット購入補助金申請書兼請求書による申請の際は、写真データに代わり下記の書類を提出するものとする。

（1） ヘルメットを購入したことが証明できるものの写し（レシート、領収書、購入履歴を印刷したもの等）。ただし、購入店、購入日、品番（商品名）、購入金額がすべて記載されているものに限る。

（2） 申請者本人の本人確認証の写し（運転免許証、パスポート、健康保険証、マイナンバーカード等）。ただし、使用者が未成年の場合は使用者の本人確認証も併せて添付するものとする。

（3） 第2条第1号アからカに掲げる認証の確認ができるものの写し（ヘルメットの写真、ヘルメットの説明書・保証書等）

（4） 補助金の振込先口座が確認できるものの写し

（5） 前4号に掲げるものの他、市長が必要と認めるもの

（交付の決定及び補助金の交付）

第6条 市長は、前条の規定による交付申請があった場合には、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めた場合には交付を決定し、申請者が届け出た口座に補助金を振り込むことにより、当該補助金の決定を通知したものとみなす。不交付と決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消)

第7条 市長は、補助金の交付決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合には、補助金の交付の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 第2条及び第3条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申込、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(報告及び調査)

第8条 市長は、申請者に対して、補助金に関する必要な事項を指示し、報告を求め、又は東大阪市が必要と認める範囲で、住民基本台帳にかかる情報について、調査することができる。

(警察署長からの意見聴取)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、申請者が暴力団等であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項及び書類は、土木部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

東大阪市自転車用ヘルメット購入補助金申請書兼請求書

令和 年 月 日

(宛先) 東大阪市長

申請者	住所	東大阪市
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	電話番号	

東大阪市自転車用ヘルメット購入補助金交付要綱に基づき、下記の通り補助金を申請します。

ヘルメット購入日	令和 年 月 日					
ヘルメット購入店舗						
ヘルメット安全規格 (該当するものに○をしてください)	SG	JCF	CE	GS	CPSC	その他 ()
ヘルメット購入金額 (税込)						円
補助金申請額						円

※補助金申請額は購入金額の1/2となります(上限2,000円、100円未満は切り捨て)

例 ヘルメット購入金額が3,300円の場合

3,300円×1/2=1,650 100円未満は切り捨てる為、申請額は1,600円となります。

【振込先口座】 ※振込先口座は必ず申請者本人名義の口座を記入してください

金融機関名	銀行 金庫 組合 農協	支店 出張所
口座情報	【種別】 普通 当座 貯蓄	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

【必要書類が用意されているか☑を入れてください】

本人確認証の写し (運転免許証、健康保険証、パスポート等)

ヘルメットを購入したことがわかるものの写し (レシート、領収書、購入履歴を印刷した
もの等)

購入店、購入日、購入金額、商品名のすべてが記載されているものを添付してください

振込先口座のわかるものの写し (キャッシュカード、通帳の写し等)






ヘルメットの安全基準が確認できるものの写し、またはヘルメット現物

(ヘルメットの説明書・保証書・カタログの写し、ヘルメットの安全規格マークが
写った写真等)

※裏面に誓約事項の記入欄がありますので、必ずご記入ください

【参考】安全規格マークについて

安全規格を満たしたヘルメットには下記のようなマークが印字されています。

SGマーク	JCFマーク	CEマーク	GSマーク	CPSCマーク
				

【誓約事項】（各項目に☑を入れてください）

- 私は、補助金の申請日時時点で東大阪市に住民票を有しています。
- 私が購入したヘルメットは新品であり、中古品ではありません。
- 私は、東大阪市又は他の自治体から同一のヘルメットに係る購入費について、過去に補助金を受けていません。
- 私は、東大阪市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団密接関係者のいずれでもありません。
- この申請にかかる住民基本台帳にかかる情報について、東大阪市が必要と認める範囲で、調査を行うことに同意します。
- 虚偽の申請内容、その他不正な手段により補助金の交付を受けた後に、交付要件に該当しないと判明した場合は、東大阪市に対して、補助金を返還します。

【注意】

- ・補助金の振込までは2～3か月を予定していますが、申請が殺到している場合等は振込が遅れる可能性があります。
- ・振込をもって交付決定といたします。東大阪市から補助金交付決定通知書は送付いたしませんのでご了承ください。補助金が不交付となった場合は、不交付決定通知書を送付いたします。

以下、市記入欄のため何も記載しないでください

受付No

提出書類

本人確認証の写し

ヘルメット購入が確認できるものの写し（レシート、領収書、購入履歴を印刷したもの等）

振込口座の写し

安全規格確認

ヘルメット写真 現物確認 その他（ ）

東大阪市自転車用ヘルメット購入補助金申請書兼請求書（保護者用）

令和 年 月 日

（宛先）東大阪市長

申請者 （保護者）	住所	東大阪市
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	電話番号	
ヘルメット 使用者	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	

※ヘルメット使用者の住所が申請者と同じ場合は、使用者の住所欄は記入不要です
東大阪市自転車用ヘルメット購入補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記の通り補助金を申請します。

ヘルメット購入日	令和 年 月 日					
ヘルメット購入店舗						
ヘルメット安全規格 （該当するものに○をしてください）	SG	JCF	CE	GS	CPSC	その他 （ ）
ヘルメット購入金額（税込）	円					
補助金申請額	円					

※補助金申請額は購入金額の1/2となります（上限2,000円、100円未満は切り捨て）

例 ヘルメット購入金額が3,300円の場合

3,300円×1/2=1,650 100円未満は切り捨てる為、申請額は1,600円となります。

【振込先口座】 ※振込先口座は必ず申請者本人もしくは使用者の口座を記入してください

金融機関名	銀行 金庫 組合 農協	支店 出張所
口座情報	【種別】 普通 当座 貯蓄	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

【必要書類が用意されているか☑を入れてください】

本人確認証の写し（運転免許証、健康保険証、パスポート等）

ヘルメットを購入したことがわかるものの写し（レシート、領収書、購入履歴を印刷した
もの等）

購入店、購入日、購入金額、商品名のすべてが記載されているものを添付してください

振込先口座のわかるものの写し（キャッシュカード、通帳の写し等）






ヘルメットの安全基準が確認できるものの写し

（ヘルメットの説明書・保証書・カタログの写し、ヘルメットの認証マークが写った写真
等）

※裏面に誓約書の記入・署名欄がありますので、必ずご記入ください

【参考】安全規格マークについて

安全規格を満たしたヘルメットには下記のようなマークが印字されています

SGマーク	JCFマーク	CEマーク	GSマーク	CPSCマーク
				

【誓約事項】（各項目に☑を入れてください）

※誓約者は保護者・未成年者の両者となります。

- 私は、補助金の申請日時点で東大阪市に住民票を有しています。
- 私が購入したヘルメットは新品であり、中古品ではありません。
- 私は、東大阪市又は他の自治体から同一のヘルメットに係る購入費について、過去に補助金を受けていません。
- 私は、東大阪市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団密接関係者のいずれでもありません。
- この申請にかかる住民基本台帳にかかる情報について、東大阪市が必要と認める範囲で、調査を行うことに同意します。
- 虚偽の申請内容、その他不正な手段により補助金の交付を受けた後に、交付要件に該当しないと判明した場合は、東大阪市に対して、補助金を返還します。

【注意】

- ・補助金の振込までは2～3か月を予定していますが、申請が殺到している場合等は振込が遅れる可能性があります。
- ・振込をもって交付決定といたします。東大阪市から補助金交付決定通知書は送付いたしませんのでご了承ください。補助金が不交付となった場合は、不交付決定通知書を送付いたします。

以下、市記入欄のため何も記載しないでください

受付No

提出書類

- 本人確認証の写し
 - ヘルメット購入が確認できるものの写し（レシート、領収書、購入履歴を印刷したもの等）
 - 振込口座の写し
- 安全規格確認
- ヘルメット写真 現物確認 その他（ ）

様式第2号

東大阪土道安第 号
年 月 日

様

東大阪市長

補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった東大阪市自転車用ヘルメット購入補助金について、次のとおり不交付と決定したので通知します。

不交付理由：